

# 参考：規約（会則）の例

「□□□□□□」規約（会則）

(名称)

第1条 本会は、□□□□□□という。

※必須事項※

団体名が一致していることを確認してください。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、阿波市○○○○番地○に置く。

※必須事項※

(目的)

※必須事項※ 団体名の目的を記載します。

第3条 本会は、○○○（例：阿波市への移住者・定住者の増加、移住者と地域とをつなぎ、定住につなげる）のため、会員相互に話し合い、協力しながら、○○○（例：定住者増加による地域活性化）を目指すことを目的とし、元号○○年○○月○○日に設立する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

※必須事項※

団体の事業を記載します。

- (1) 空き家の整理の補助を行う。
- (2) 研修会を行う。
- (3) イベント・企画を行う。
- (4) 交流会を行う。
- (5) 普及・啓発活動を行う。
- (6) その他目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の目的に賛同するもので組織する。

※必須事項※

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

※必須事項※

団体内に設ける役員名を記載します。  
監事は他の役員と兼任しないこと。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名

2 前項の役員は、総会において選出する。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 会計は、会計事務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員の任期は〇年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充により選任された者の任期は、前任者の在任期間とする。

(役員会)

第9条 会長は、必要に応じ役員を招集する。

2 役員会は、事業計画その他重要事項を審議する。

(総会)

第10条 総会は毎年1回開催する。

2 総会の招集は、会長が行い、会長が議長となる。

3 総会では、次の事項を審議する。

- (1) 役員の選出。
- (2) 規約(会則)の改廃に関する事項。
- (3) 事業計画及び収支予算。
- (4) 事業報告及び収支決算。
- (5) その他、重要な事項。

4 会議の議決は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第11条 本会の運営費は、会員の会費及び〇〇(例:補助金、寄附金、イベント料金等)で支弁する。

2 会費は月額(年額)〇〇円とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(附則)

- 1 この規約(会則)は、元号〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この規約(会則)を改正するには、役員会の決定を経た上、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

※必須事項※

開催回数や、審議事項を記載します。

※必須事項※

※必須事項※

※必須事項※

- 赤文字は一例です。
- 目的・事業・役員等の記載内容は、団体内で協議し、各団体に即した規約(会則)を作成してください。
- 規約(会則)の改正を行った場合は、附則を追記し、改正日を明らかにする必要があります。